

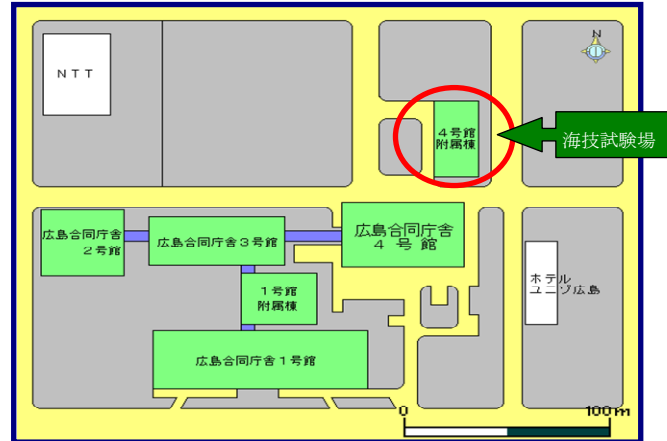
改正物流総合効率化法の説明会実施について

改正物流総合効率化法（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律）については5月13日に公布され、9月上・中旬頃関係政省令の制定並びに基本方針の公示、10月1日施行予定となっております。

認定計画の手続き等について下記のとおり説明会を開催しますので、参加ご希望の方は申込書に記載の上、FAXにてお申し込み下さい。

開催日時 平成28年9月27日（火）13時30分～16時30分

開催場所 中国運輸局海技試験場（広島合同庁舎内 4号館附属棟）



説明会内容

- ◆ 改正物流総合効率化法の概要
- ◆ モーダルシフト、輸配送共同化事業
- ◆ 輸送網集約事業（輸送と保管の連携による物流施設高度化）
- ◆ 個別相談会

【お問い合わせ先】

中国運輸局 交通政策部 環境・物流課

TEL:082-228-3496（直通）

F A Xにてお申し込みください

申込期限：9月20日（火）まで

【お申込み先】

中国運輸局交通政策部環境・物流課 あて

FAX: 082-228-3629

改正物流総合効率化法説明会参加申込書

下記により、「改正物流総合効率化法説明会」の参加を申し込みます。

所属名等		
参加者名	(役職)	(氏名)
参加者名	(役職)	(氏名)
参加者名	(役職)	(氏名)
連絡先	電話	() -
	FAX	() -
	住所	〒

- ・お申し込みいただいた個人情報は、改正物流総合効率化法に関する施策上必要な連絡等以外には使用いたしません。

人口減少が見込まれ**労働力不足**が顕在化しつつある中、我が国産業の持続的成長と豊かな国民生活を支えていくことが、物流に強く求められている。

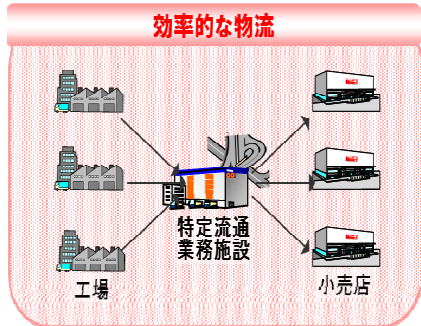
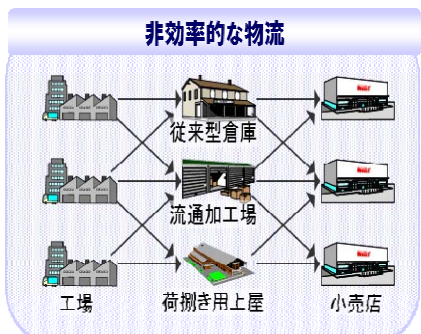
多様な関係者の**連携**により物流ネットワーク全体の**省力化・効率化**をさらに進める**枠組みが必要**

主務大臣による基本方針策定と「総合効率化計画」の認定

総合効率化計画の作成(事業者)

現行

大規模で高機能な**倉庫が必須**



対象を**拡充・再編**

改正案

二以上の者の**連携**を前提に、輸送の効率化や共同化、輸送と保管の連携など、**様々な取組みを対象にできる**よう、**枠組みを柔軟化**

【例えば】

モーダルシフト

大量輸送が可能で
環境負荷の少ない
鉄道・船舶も活用
した輸送

異業種の複数荷主が連携して必要な貨物量を確認し、貨物列車を運行

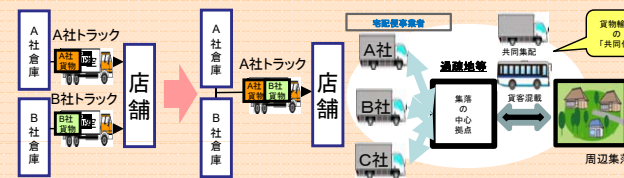


フェリーでトラック輸送をする際、ドライバーを乗船させず、トラックのみを輸送する(無人航走)



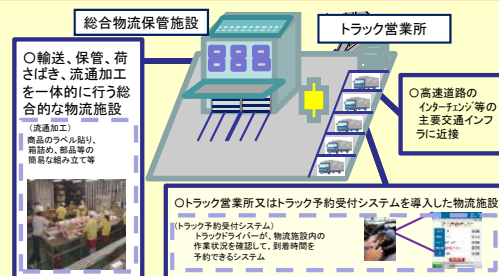
地域内配送共同化

他社との混載や運行頻度の改善等、各社それぞれで行っていた輸送の共同化により、過疎地域内のムダのない配送を実現



輸送機能と保管機能の連携

総合物流保管施設に
トラック営業所併設、
予約システム導入等
の輸送円滑化措置を
講じ、待機時間のない
トラック輸送を実現



支援措置

- H28予算
【一般会計：(38百万円)】
○モーダルシフト等推進事業
・計画策定経費補助
・モーダルシフト等運行経費補助
【エネルギー対策特別会計(37億円)】
○物流分野におけるCO2削減対策促進事業
・シャーシ・コンテナ、共同輸配送用車両等の購入補助

- 税制上の特例
※税制大綱において、物流総合効率化法の改正を前提に次の措置を講じることとされている。
① 輸送連携型倉庫の建物整備
(所得・法人税 5年間 割増償却10%)
(固定資産・都市計画税 5年間 倉庫:1/2 付属設備:3/4)
② 旅客鉄道による貨物輸送
貨物用車両、貨物搬送装置
(固定資産税 5年間 2/3 等)

- 立地規制に関する配慮
・市街化調整区域の開発許可の配慮等

- 中小企業者に対する支援
・中小企業信用保証協会による債務保証の上限の引き上げ等

- 食品生産業者等に対する支援
・食品流通構造改善促進機構による債務保証等

- 事業開始における手続簡素化
・新規路線での貨物鉄道の運行、カーフェリーの航路新設の許可みなし
・自社貨物に加えて、他社の貨物の輸送も請け負う場合のトラック事業の許可みなし
・過疎地等の地域内配送の共同化のための軽トラック事業の届出みなし
・自家用倉庫を輸送連携型倉庫に改修して他業者に供用する際の倉庫業の登録みなし等